

第二十四回
國會參議院商工委員會會議錄第三十四號

昭和三十一年五月二十三日(水曜日)午後一時四十四分開会

五月二十二日委員高橋衛君辭任につき、その補欠として木村篤太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

三輪 貞治君
委員長 理事

委員

齊藤 笹森 順造君 昇君
高橋 蜀君 衛君
苦米地義三君
深水 六郎君
海野 三朗君
上條 愛一君
加藤 正人君
藤田 進君
山川 良一君

國務大臣
通產商業大臣
政府委員

通商產業
政務次官

○委員長(三輪貞治君) これより特定期物資輸入臨時措置法案を議題といたします。
質疑のある方は御発言を願います。
○海野三朗君 運輸省からだれか見えますか。
○委員長(三輪貞治君) 今、観光局長を督促中であります。
○海野三朗君 私は昨日このバナナの

○委員長(三輪貞治君) これまで委員の異議について申し上げました。五月二十二日、高橋衛君が辞任され、その補欠として木村篤太郎君が指名されました。木村篤太郎君がさらに辞任され、その補欠として高橋衛君が指名されました。

以上御報告いたします。

○特定物資輸入臨時措置法案（内閣提
出、衆議院送付）
○連合審査会開会の件

常任委員 会専門員 説明員
山本友太郎君 森 茂雄君 濱林省農林經
濟局參事官

事務局側	通商産業省 通商局長	板垣
運輸省鉄道局長	通商産業省 通商局次長	修君
間島大治郎君	種詰 誠明君	

○庚辰二月

この農林省から河野農

准を作成しておりますが、おもな物資につきましては大体ここに数年来同じような基準でやっております。それから商社割当につきましては、その商品において原則いたしましてその商社の過去一定年におきます輸入実績というものを基準にして割り当てております。

割当についていろいろ質疑をしたのであります。この外貨割当につきましては、どういう基準で通産省がやっておられるのか、その外貨割当の基準を一つ承りたい。外貨割当の基準、そのときそのときに臨んで場当たり的におやりになるのか、一定の基準を設けてしてその外貨割当をおやりになっておるのか、その点をお答え願いたい。

○政府委員(板垣修君) 一般的な外貨割当の方針に対する御質問と存じます。が、ただいま大体大きな方式で分けますと、需要者割当のもの、それから消費者割当のもの、この二つに分けられます。消費者割当のもの、この二つに分けられると思いますが、需要につきましてはそれぞれの業種によっていろいろと外貨割当基準というものを作成いたしました。あるものにつきましては設備割当のものもございましょう。あるいは生産実績あるいは消費実績というようなものを参考にして基準をきめたものがございます。いろいろこれは各物資によって違っているわけですが、外貨予算が編成されまして大体その期の期首におきましてそぞれの初資につきまして外貨割当基

して今まで割り当ててもらつていな

ういう点については通産省が知らないとおっしゃるならばそれまでであるかもしれないけれども、何ゆえにこういうう達しを出されたのであるか。その辺が非常にはつきりしない。不明瞭な点であると私は思うのですね。こういうことを出して今度はあらためてくるそうして都条例をも変えてくる。そろ

相の名前をもつて去年の十二月十四日板垣修君に「バナナの輸入方式に関連する取引について」という達しを出された、こういうことは一体正しいのでありますか。
○政府委員(板垣修君) 題目は輸入方式でありますので、少しばく然とした表現になつておりますが、その内容からおるわけであります。それで、農林省の専管事項でございまして、御説、仲買人の資格に関する都条例の変更のものでござりますので、これは別に通産省の権限とは全然関係のないことございまして、農林省が独自の立場で指導をされて差しつかえない、かように考えております。ただ外貨割当基準ということになりますればこれは通産省の所管でござります。

う」となつた。ところが、あとでそ

あとからわかりましたので、それならばその都条例を変更しようということに農林省で措置をされたというわけでございまして、初めから都条例のこととを知つておって全部一貫してやつたわけではございません。まず加工業者を入れるかどうかということにつきまして私ども十分に審議した結果いいとい

かたた、つまり中間業者の全バ運を入札に参加させる。こういうことのいきさつをすつと見ておるというと、どうしてもこれははつきりしない、不明朗なものとしか考えられないのですがあが、通産局長あたりどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(板垣修作) そのお話をつきましては昨日大臣からもお答え申し上げましたように、通産省といたしましてはその都条例の問題は実は知らなかつたわけでありますが、ともかくその前の問題といたしまして從来の輸入実績者ののみに割り当たた方針を新たにバナナの非常に関連がある加工業者を加えるかどうかという問題について論議をしたわけでございます。で、農林省といふるいろ協議をいたしました結果、昨日も御説明申し上げました通り、この際輸入の意思と能力のある加工業者なら加えてもいいだらうということに決定を見たわけであります。その後に引きましてその加工業者の大部分は仲買人でございますので、その仲買人たる立場で行動いたします資格について都条例というものがあることが

がありますが、この話し合いがきましたあととそれ事務的に検討いたしました結果、東京都だけは仲買人の資格を持つておる他面において、仲買人の資格を持つておりますとして市場法の関係で先ほど申しましたように買付に輸入が含むかどうか非常に疑義が起つたわけでありまして、基本の輸入方式を決定したあとでそういう論議が起りましたので、それを特に明確にしていただくということで各大都市の中央卸売市場の加工業者が公平に取り扱われるることを望みまして市場法に関する買付を特に輸入を含まないということを明記していただくようにならました。○委員長(三輪貞治君) ちょっとお聞きしますが、そういうふうに業務規程をかえて輸入を含まないというふうに買付の解釈を広げた場合においても輸入バナナの国内流通システムはやはり通産省からジエトロに外貨を割り当てて、それから輸入業者、加工業者、消費者と、この系統は原則的には変わらないのでしょうか……。

○説明員(森茂雄君) その点でいろいろ市場に混乱を起してはならないといふ意味におきまして、三十一年の三月三十日に関係市場に通知をいたしまして卸売人に対して、買付をした者が、輸入した者が仲買人である場合におきまして、卸売人に委託販売をやる場合にはせりの方法によらず関係者の協議による評価に従う定価売り等の所定の方法を講ずる、せり売りの方法によらず定価売りの方法を講ずる、あるいは卸売人に対して委託販売の方法をとらず直接売り渡しの方法をとるというようなことによりまして、大中央卸売市

場には極力入って来る指揮を譲りますし、それから従来の販売方法が一応従来円滑に流れておったと仮定いたしまして、極力そういう方法にのっとるようにつきましては都のごあせんによりましてこれらの配給段階については卸、仲買い、小売、従来の関係業者が相寄りまして、円滑な流通をはかるよう措置しておるわけであります。

度外貨予算を組んでもらいたいという
要望をいたすわけでございます。三十
年度の実績は年間二百十九万ドルに相
なつておるわけであります。大体ホテ
ルにおける外客の消費額、外客から取
得しました外貨に対して二〇%程度で
相なつておるわけでございます。これ
を通産省にお願いいたしまして、個々
のホテルに対する割当は通産省がその
前半期の各ホテルの外貨収得額を報告
を聽取されまして、それに基いて割当
をして、輸入許可をせらしておるつたで

ございませんので、この割当の基準を
前の実績においておるわけでございま
して、今後外客を誘致し消費額を増す
ためには、どうしてもやはりある程度
輸入に倚たなければならぬ品物もござ
いまするので、そういうふた外国から
の輸入を認めますことによりまして、
さらにサービスを向上し、より多く外
貨を獲得する。こういうことが趣旨で
ございます。

かったかと存じますが、現在通産省で個々のホテルに対して割り当てられております方法は、その前半期の個々のホテルの外客の消費実績、ホテルごとの消費実績を調査いたしまして、それに基いて割り当てておるわけでございます。それで、この率を二〇%程度におきましたのは、通産省と運輸省が相談をいたしまして、ホテルでそういう外客が消費しました中で、個々に検討いたしまして、どの程度ほんとうに輸入が必要であるかといふようなことを

聞いて伺いましたところが、通産省の方ではなくて運輸省の扱いである。こういうお話をありましたたが、旅館業にレモンを割り当てる、この割り当てるのはどういうふうな現状になつておりますか。旅館では余つておるが、これは足りないのか。あるいは旅館の方で余つたのは横流ししておる評判を私は聞いておるのであります。そういう方面に対しても運輸省としてはいかなる監督をしておられるか。その実際の現状を二つ承わりたい。

○政府委員(間島大治郎君) ただいま御質問に関しましては、現在旅館業で外貨の割当を受けておりますのはホテルでございます。國際觀光ホテル整備法という法律がございまして、この法律によりまして運輸大臣の登録を受けましたホテル、これに対しまして外貨を割り当てる、こういう制度に相なっております。これは毎年、運輸省といいたしましてはこういったホテル事業を所管しております関係上、どうしても輸入物品に頼らなければならぬものもございますので、どの程度外貨が必要であるかというふうな全般の数字をにらみまして、通産省にこの程

は、こういうふうにホテルの経営上ある程度輸入が必要でございますので、外貨の割当をお願いしております。関係上、適正な使用について常に注意は促しておりますが、しかしこれに対する監督権限はないわけでございます。お願いいたしますだけでございません。しかし他用途で法律に基きましてホテルの施設監査等に出向くこともございますので、そういう場合には、外貨使用のやり方等につきまして状況を聴取したりするというような方法で、まあ何と申しますか、事実上のある程度の指導はやっておる次第であります。なお、ときどきそういううわさも聞きますので、そういう場合には調査もいたしておりますが、何分はつきりした監督権限を持っておりませんので、十分確証もつかめない点はなはだ遺憾でございます。しかし、機会あるごとに適正な使用につきましては注意を促しております。

に満足できまいたせ満足できまいが、外貨獲得するから割り当てると言われるけれども、それが果して妥当、正当な数量であるかどうかをいうところに私は大きな疑問を持つておるのである。ただ外人を相手にやるからこれぐらいやればよからう、何万ドルぐらいでいいだらうというふうなばく然たるお考えでは、監督権がないとおっしゃられるけれども、それこそは、通輸省の觀光局としてはどうもお仕事がはなはだふまじめであるとしか私は考えられません。外人を何を入れてその間の消費量がどれだけであるかという実績を見た上で割当をなさるべきものでありましょう。外貨獲得がよけいであるからこれに割り当てるといふ、そんななまやさしいことではないのではないか。そこで、たとえば帝國ホテルならば帝國ホテルに対し、どれだけの外人が来て、どれだけの消費量があったかということの、前年度の実績を見た上で組みたてられるべきものではないかということを私は申すのです。その点はいかがなものですか。あまりずさんであると私は考えます。今のあなたの方のお仕事は。

転入が心配で、なかなか決意が出来ません。これは時期によりまして、ある程度差があるかも存じませんが、現在はその程度に基準を置いておるわけでござりますが、個々のホテルに対する割合は、その前半期の個々のホテルの外客の消費額、これをもとにしておるわけでございます。その消費額につきましては、通産省に各ホテルが申請をするわけでございますが、運輸省は別途統計法に基づきます指定統計、外客の消費額に対する指定統計を実施いたしております。これは規則もございます。それが運輸省に参りますので、業者の申請が適正かどうかということはそういう点からもチェックできるわけでござります。

○委員長(三輪貞治君) そういう自国の産業の紹介でなしに、むしろそれに逆行するような、国の入口とも言うべきホテルに外国の商品を入れて、その需要に応じさせる、こういうような方法をとつておるような実例が他の国にありますか。むしろ私は万年筆なんかでだったら、こういうものが日本でもできますと言つて、国産品を奨励するような立場なり、また場所にあるべきだ

ございませんので、この割当の基準を
前の実績においておるわけでございま
して、今後外客を誘致し消費額を増す
ためには、どうしてもやはりある程度
輸入に倚たなければならぬ品物もござ
いまするので、そういった外国から
の輸入を認めますことによりまして、
さらにサービスを向上し、より多く外
貨を獲得する、こういうことが趣旨で
ございます。

○海野三朗君 そういう御答弁では私
は満足できません。なぜ満足しないか、
個々のホテルに対し割り当てられて
おります方法は、その前半期の個々の
ホテルの外客の消費実績、ホテルごと
の消費実績を調査いたしまして、それ
に基いて割り当てておるわけでござ
います。それで、この率を二〇%程度
におきましたのは、通産省と運輸省が
相談をいたしまして、ホテルでそういう
外客が消費しました中で、個々に検
討いたしまして、どの程度ほんとうに
輸入が必要であるかというふうなこと

と常識的には考へるわけです。

○政府委員(間島大治郎君) その点につきましては、こういうホテル業で輸入を認められるものは、当然国産品ではどうしても間に合わないといふよう

なものでなければならぬわけですが、たとえば一例をあげますと、ウイスキーと申しますものはスコット

チ・ウイスキーが最上品でございまして、アメリカ人といえども、自國のアメリカウイスキーよりスコット・ウイスキーを好むわけでございます。こう

いうものは、各国とも輸入いたしておりますが、各国とも輸入いたしてお

るわけでございます。外國の例を見ま

すと、こういった場合には、何と申しますか、経費を引き下げる、外国人

が來た場合に、その人の旅行経費を引

いる國もだいぶございます。日本はそ

れを行なつております。でございま

するので、國産品で十分間に合ひ、そ

れでツーリストを満足させ得るものは

輸入すべきものではない、かように考

えておるわけでございます。

○海野三朗君 この外貨割当につい

て、レモンのようなものに対しましては、実績に照らして割り当てるという表ができるおりりますか。

○政府委員(間島大治郎君) その点につきましては、個々の輸入申請は通産省の方へ出ますので、私の方はタッチしていないわけでございます。しかし、その点は、使用実績等もわかりま

すので、通産省の方で御相談があ

れば、運輸省としてはこれに対しまして

運輸省の見地から、多過ぎるとか少

いものでなければならぬわけですが、

たとえば一例をあげますと、ウ

イスキーと申しますものはスコッ

チ・ウイスキーが最上品でございま

して、アメリカ人といえども、自國のア

メリカウイスキーよりスコット・ウイ

スキーハムむわけでございます。こう

いうものは、各國とも輸入いたしてお

るわけでございます。外國の例を見ま

すと、こういった場合には、何と申

しますか、経費を引き下げる、外国人

が來た場合に、その人の旅行経費を引

いる國もだいぶございます。日本はそ

れを行なつております。でございま

するので、國産品で十分間に合ひ、そ

れでツーリストを満足させ得るものは

輸入すべきものではない、かように考

えておるわけでございます。

すか。

○政府委員(板垣修君) ただいま申し

上げましたように、毎月実績等の報告

をとつておりますし、かりに横流しが

ございましたが、その辺はどうな

方へお伺いしますが、その辺はどうな

が、まずホテル全体に対する外貨割当

割当方針につきましては、ただいま運

輸省側から御説明がございましたが、

通産省といたしましては、企業局の特

需課が扱つておるわけでございます

が、まずホテル全体に対する外貨割当

がきまりまして、個々のホテルから申

請書が出るわけであります。すなわ

く、ホタルがそれぞれの物品ごとに、

万年筆はどれくらい入れたい、あるい

が、まずはホテル全体に対する外貨割当

が、まずホタル全体に対する外貨割当

現実に東京都に対しましては、通牒を

発しますと同時に、具体的に混乱の起

きないように指導いたしております。

百十四社でござりますので、結局八百

十三社から百十四社を引いた数が加工

関係業者寄り集まつて円滑な方法が講

業者といふことになります。

○海野三朗君 この割当方は、つまり

要約しますといふうな割当のなかつたものに割当せるため

に、こういう通達を出して、そうして

その結果がどうなつたかといふと、バ

ナナはべらぼうに高くなつちました。

こういうことに対する御意見を承

受けます。

す。そのうち既存の実績者、すなわち

これは輸入業者でござります。これが

百十四社でござりますので、結局八百

十三社から百十四社を引いた数が加工

関係業者寄り集まつて円滑な方法が講

業者といふことになります。

○海野三朗君 加工業者で入札に参加

せられた者はどのくらいありましたか、数

の上では。そうしてそのうちで落札し

た者ははどのくらいな割合であります

たか。

○政府委員(板垣修君) ことしの二月

の入札の際に、入札者が全部で八百十

三社ございまして、そのうちで落札者

が、

それがあるとは私どもは考へております。

たつたという事実を私どもは確認をい

たしております。従つて、今まで横流が

おつたという事実を私どもは確認をい

たしておりません。絶対に一つもない

ということは私ここで断言できません

けれども、特に通産省といたしまして

輸入秩序などを発動するほど大きな横流

が、あることは私どもは考へております。

これがあることは私どもは考へております。

おられますが、

○政府委員(板垣修君) 加工業者を加

入せしました経緯につきましては、

申

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

し

す。

これは輸入業者でござります。

これが

百十四社でござりますので、結局八百

十三社から百十四社を引いた数が加工

関係業者寄り集まつて円滑な方法が講

業者といふことになります。

○海野三朗君 加工業者で入札に参加

せられた者はどのくらいありましたか、数

の上では。そうしてそのうちで落札し

た者ははどのくらいな割合であります

たか。

○政府委員(板垣修君) ただいまお述

べになりました通り、実際入札に参加い

たしましたのは八百十三社でございま

す。

これは

百十四社でござりますので、結局八百

十三社から百十四社を引いた数が加工

関係業者寄り集まつて円滑な方法が講

業者といふことになります。

○海野三朗君 加工業者で入札に参加

せられた者はどのくらいありましたか、数

の上では。そうしてそのうちで落札し

た者ははどのくらいな割合であります

たか。

○政府委員(板垣修君) ただいまお述

べになりました通り、実際入札に参加い

しますか、まだ結論を出しておりませんが、このでありますて、今までの入札で非常な入札競争で大へん高い値段が出たといふのも、これは初めての経験であるから、あるいはこれで案外入札したけれども、もうからないということになれば二度目からはこんなばかな入札をする者はなくなるかもしませんが、あるいは入札制度を統けても差しつかえがないかも思つておりますが、これははなお検討を加えたいと思つております。

○委員長(三輪貞治君) ただいまお伺いしますと、加工業者に割り当てないという理由が見つからないし、また非常な熱心な要望があつたので、これを割り当てた、こういうお話でありますが、これはその他の場合においても、非常に輸入を直接したいという熱意があり、またこれを認めないという理由がない場合においてはやはりそういうふうに外貨を割り当てになる御方針なのですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 今までの、たとえば設備割当あるとか、なんとか、金然そういうものに無関係なものがあらゆる面において輸入を許したところはいたしておりますが、しかし、あるいは輸入に従事しておる人とか、そうして資産、その他の点において適切と認められる者には大体今まで輸入を許しております。で、バナナについては無視できない一つのグループであります。それらの者が、商人ぶ

けでなく、おれたちもほんとうにバナナを取り扱うのだから、取り扱うやつに輸入させてくれというたっての希望がありますから、それを除外することは不適当であると思います。

○委員長(三輪貞治君) そこで、先ほどのお答えにありましたように、落札の三百五十四社のうち、その九割が加工業者で、一割が輸入業者である、こういう結果になつておるわけであります。ですが、これは、私は輸入業者と加工業者兼仲買人というものが一緒に入札をすれば、これは仲買人の方は多少高く買つてもなお商売が成り立つことはこれは当然でありますから、こういう場合には、必ず値段がせり上るのが当たりますのであって、輸入秩序が乱れるといふのは当然のことではないかと、こういうふうに考えられるわけですが、将来こういうことが方々で行われることになりますと、これはただパナナだけではなく、石油の問題もありましようし、あるいは砂糖問題もあります。非常にそういう輸入秩序を乱すことになるのじやないかと、こういうふうに憂慮するわけですが、その点は心配ないですか。

○国務大臣(石橋湛山君) これは一般的に申します場合に、通産省の指導方針としては、外貨割当はなるべく消費者割当てにしようと、こういうことになつておりますが、今までには生産者にも相当参加しておるものがあるのです。それで、バナナの方は、輸入業者のほかに、確かにそのバナナを取扱う加工業者というものがあるとい

申しましたように、その方面から、ぜひ自分たちも輸入業務に携わらしてく
れと、こういうことでありますから、
その要求をむげに断るわけにもいか
ないので、そこで参加させたのであり
ますが、その結果、今度はバナナが高
くなつたというのが、そういうふうに
加工業者を加えたのだから高くなつた
ということではなくて、むしろこの加
工業者の間に非常なスペキエレーショ
ンがありまして、ぜひ自分たちが一つ
輸入の割当を多くとろうということ
で、非常に競つて入札値段を高くした
と、そういうことから加工業者の方に
割合に、数の上からいっても落札者が
多くできたということともございます。
○海野三朗君 このバナナのことにつ
きましては、バナナは南方に行つてみ
ると常食にしておる国がたくさんある
ようであります。バナナを食べれば腹
が一ぱいになる。で、日本のようにな
べ物の足りない国では、高いバナナだ
けを食わせるわけにはいかないでしょ
うが、こういうものもう少し安く大
衆の口に入れるようにしたらいがで
しょうか。そうすれば食糧の助けとも
なつていいいじゃないか。それには、
どうしたってこのバナナを安くする、
安くするのにはもう少し入れなければ
ならない。そういう方面的外貨をもう
少し増加してでもやるお考えはないの
ですか、通産大臣どうですか。

○國務大臣(石橋湛山君) これは台湾
の生産とかいうような関係もございま
すから、自由にしたら、どれほど戦前
のようにたくさん入ってきて、バナナ
のたき塗り今までいくかということは
は、これはわかりませんが、しかしこ

これはお説のようにしてどんどん少くともAA制のようにしてどんどん入れれば、確かに今よりはバナナは安くなると思います。問題は、全部入れたところが大したものじゃないと、私自身は思います。しかしすいぶん必要な物資がほかにあるのに……。それから外貨は相当あるとはいながら、これに対してもすいぶん将來心配する人も多いわけですから、バナナもお話をのように食糧にもなりますけれども、食糧の中ではあってもなくても、どつちかといえばいいというふうな考え方一般の通念になつておりますから、そこで今のところは、バナナのようなものはそつたくさんの外貨を割り当てる入れるということはいかがなものであろうかというようなことでちゅうちょしておるわけでござります。

そのままに今後の成績として認めることはしないということだけははつきりしております。

○委員長(三輪良治君) そのままには認めなくとも、やはり幾らかは認めるのですか。

まするが、その他の方法でいきます場合、従来の輸入業者対新規加入者との関係の比率をどうするか、こういう問題が残っているわけでありますが、加工業者はやはり継続して参加さしたいというふうに考えております。

はつきり承知していないのであります
が、大体推定するところによりまする
と、外人の使う金をホテルの部屋代、
食堂で使う食費、それから買物をする
代金、こういうものに分けられると思
うのであります。が、そのうちホテル食

入れるのはホテルのために入れているのか、外客誘致のために入れているのか、ホテルの経営の便宜をはかるためか、ホテルのレモンを食べたい場合にはホテルに行けば食べられるのだということです。

にあるものと同じものが日本にもある
というので喜ぶかもしれないが、そうで
もないとは私は思うのですが、その辺
の、間島さん外客誘致の専門家です
が、外客誘致の急所はどこにあるので
すか。ちょっと急所をはざれていると
うござる。

○国務大臣(石橋湛山君) 績らが詰め
るということも言うておらない。これ
は全く白紙に戻して考え直してやる
ぞ、こういうことになっております。
○委員長(三輪貞治君) それでは今ど
ういうふうにお考えになつておりま
すか。

○委員長(二輪卓治君) 大体何バーチントぐらい考えておりますか、外貨の額からいって。

○政府委員(板垣修君) その点は全然まだ検討いたしておりません。

○河野謙三君 砂糖のお尋ねをする前に、ちょっとオレンジでしたか、レモンですか、それであよつと通産省と聞

堂で使用するところの外国産のものの比率というものは、それほど大きなものじやないはずだ。むしろわれわれ外國旅行しましたり、外人等がこちらへ来ましてつき合つた範圍では、ホテルで食事をするよりも、外に出てほんとうに日本趣味のところに行つてみたまゝ、またはデパートに行つて貿物を

ホテルは非常に有利な地位にあると思うのだ、その意味でホテルを保護するために入れているのか、外客誘致のために入れているのか、どちらなのかもうことです。それさえはつきりすれば今の輸入方針というものはホテルの経営を保護するために入れているので、外客誘致のほんとうの目的のため

○政府委員(間島大治郎君) その点は
もちろん仰せのことく、その土地の特
産を食べさせるということが一つの創
光事業上大きな誘致策にはなると思ひ
ますが、また本國で食べなれたものを
ある程度用意しておくこともや
はり一つの誘致策として考えられる

も申し上げましたように、今事務当局でいろいろ検討さしておりますが、実はまだ結論に達しておりません。前ののような、いろいろバナナでもって問題を起すようなことのないように、何とか方法を講じたい、こうしたことだけでありまして、ここで申し上げるような、こういう手続をして、こういう方

島さんにお伺いいたします。非常に
とつびな質問ですけれども、今ホテル
に割り当てているレモンの量というも
のはわかつておりますね、それから間隔
さんの方で、外人がどれくらい日本に来
て飲んだり食つたりしているという外
人の数までわかつておりますね、外人
一人当たりレモンをどれくらい消費して

たいというのが通常の例であると思うのです。ですが、そういう場合にも二判の外国製品を必要とするという根拠について、私どもはちょっと理解しかねるのですが、その二判といふ根拠を出された何か実績、またははどういうようなものがありますならば、一寸御説明を願いたい。

に入れてはいるにしてはあまりに数字が
すさんだと思うのですが、どうです間
島さん、ホテルの保護のために入れて
いるのですか。

のではないかと思います。要は量の問題ではないかと思います。

○河野謙三君 そこで量が少し多過ぎますよ、私は多いと断定する。お尋ねしますが、私は多いと断定する。お尋ねしますが、私は多いと断定する。

○政府委員(権詰誠明君) 大体一日に何個というお話でありますか、非常に多くありますよ、そんなに食つたら、

法をとるというところにはまだ結論に達しておらないのです。

おりますか 私はそれから見ればすぐわかる、横流れのものが。(「そうだ」と呼ぶ者あり) そういう外貨割当をする場合に、外人の入ってくる数はわかつてゐる、日本に来て飲んだり食つたりしている量もわかつてゐる、そのレモンの量を入つてくる人間の数で割つて見て下さい、結構くらいになり

○河野謙三君 高橋さんの御質問にお答えになる前に、私からまた続いて申上げますがね、私今お尋ねした数字のは、そんなものみつともなくて出せないと思うんだ、一人で腹下すほど食べなければそういう数字にならない。要するにわれわれが帝国ホテルなり、国際観光ホテルに行つてみてすぐわから

○河野兼三君　私は今ここで前橋さん
　　外人専用でないということは事実でありますので、この点は取締り方法も非常に困難だという点がござりますが、実績から申し上げますと、東京都内のホテルにおきましては、年間を通じまして外人の利用率は八五%であります。

大きっぽな数字でございますが、大体
昨年一年間のこの実績で、レモンのた
めに使われた外貨というのは八万ドル
でございます。大体単価が十ドルから
十二ドルくらいしておりますので、箱
数にしますと七千ヶースであります。
一日に割ると二十ヶースくらい、一
日の箱に大体三百五、六十個入っておる

○政府委員(板垣修君) 今大臣からお答え申し上げましたように、割当の方の方法はまだ検討中でございまして結論は出ておりませんが、今までの私どもの考え方では、加工業者を全然今度は除外するというところまでは考えておりません。やはりある程度まで参加せしめるべきではないか、その場合に輸入業者の方対——まあ入札制度の問題もござい

○高橋衛君 ついでに閃選して……通産当局に、また間島さんの方でおわかれりでしたら、いずれからでも御答弁願いたいと思うのですが、先ほどの御答弁によりますと、觀光によつて収入されたドル収入の大体二割を見当として外貨の割当をしておられるというところでございますが、私どもその数字を

る、あそこに行って飲んだり食つたりしているのは、外人が多いけれども外人より日本人の方が多いのです。そのほかに町へ行つてもどこへ行つてもレモンは食べられるのです。だから私は皮肉に聞いたのではありませんけれども、そういう数字は無理に山してもらわなくとも、私のお尋ねした根本は、このレモンを入れたり、外因の物質を

とお話ししたんですが、外客誘致のためならレモンを食わすよりミカンを食わしてやつた方が喜ぶでしょう。われわれが外国へ旅行してみてミカン食つてもおもしろくない、向うの人がこっちへきて日本の柿とか、ミカンだとか喜ぶので、そこに外客誘致の急所がある。アメリカなりイギリスなりの本間に

としますと、この計算で参りますと大体日本全体で消費されますレモンというものは外貨制當七千個ということになりますて、今觀光局長にお伺いしますと、大体延べにしまして四百万人くらいの外人客というものがあるんじやないかといふようなお話をござりますので、滞在客その他を合せますと相當の数がおると思ひます。(「そんなにお

りますか」と呼ぶ者あり)はつきり鉤光客の方は今ちよとお伺いしただけ
で私自信はございませんが、大体レモントンの方の数は一日七千個程度ではない
かと思つております。

○河野謙三君 一日に七千個というのは原則としては外人だけが食うことになつておる。そうすると大へんなことになるじゃありませんか、朝から晩までレモンを食つてることになるじゃないですか。そこで私は高橋さんの質問に対するお答えがあるから、私はここで商局の方で査定をする場合にもう少し過去の実績とか——過去の実績そののが問題になつておるんですから、白紙に戻して、今のバナナの問題も白紙に戻されてますから、これもついでに一つ白紙に戻してやられるといふ字にはございませんか。

○政府委員(板垣修君) 高橋委員の御質問につきましても、ただいまの御質問委員の御質問につきましても実は企業局の方でやつておりますので、私たゞいま資料を持ちませんから至急調査をしたいと思いますし、ただいまの御質問に対しましてももう一ぺんいろいろ御質問の趣旨をくみまして原局と検討いたしたいと思います。

○高橋謙君 ただいまの御答弁によりますと、企業局の主管であるために詳しい資料をお持ち合せてないということですが、大体常識的に考えて私はし上げておるのでありますから、あたかも常識的に考えて二割程度はそういうものを認めるに御判断なさいまか、どうですか。

○政府委員(板垣修君) まあホテル品に対する外貨割当の制度につきま

では從来いろいろ経緯がございました
て、もともと最初の目的はもちろん先
ほど運輸省からお答えがありました通
り外客誘致でございますが、まあ一
部分につきましてはホテルの經營を渠
にするという面も確かにあるんじゃな
いかと思います。観光というものは非常に重要なのでいろいろ運輸省におきま
しては努力をされておるわけでござ
いまするが、外貨割当の面につきまし
ても從来とも御承認の通り外国人から
日本のおテルが非常に高いというよう
なことが言われておりますので、そ
ういうような関係でホテルの用品な
り、まあそれに付随いたしまして多少
の日用品というようなものもホテルで
買わせるということで外貨割当をして
参ったわけでありまするが、最近におきま
して情勢もだいぶ変りましたので、
この点につきましてはただいまの御質
問の趣旨でただいま運輸省とも再検討
中でございまするが、私一部のホテル業者あたりの話を聞きますと、たとえ
ばウイスキーなどもこれを一般から
買つたらどうかと申しますと、ホテル
としまして町から買いますと高いウイ
スキーを買わなければならぬ、もう少
い観光ホテルの育成について何らかの
形の育成を願いたいというような注文
もあるわけでございまして、こうい
ような点も一応かみ合せまして、ただ
いま御指摘のような点をもう少し再検
討いたしたいというふうに考えます。
○高橋衛君　ただいまの御答弁によれば
ますと、先ほど間島局長の御答弁とは
完全に趣旨が合っておらぬよう思ふ
のですが、間島局長はどこまでも外客
し

誘致のその直接的目的のために外貨の割当をしておるという御答弁であります
が、ただいまはホテル業者の経営を
楽にするという趣旨も加味されておる
のだということになりますが、その点
両者の間に答弁が食い違つておるよう
でありますから、もう一度はつきりし
たところを、どちらからでも御答弁を
願いたいと思います。

○政府委員(間島大治郎君) 先ほど申
し上げたお答えは私の言葉が少し足り
なかつたかと思ひます、主たる目的
はもちろん外客誘致が主でありまし
て、外客が参りましてある程度どうし
ても輸入品に待たなければならぬもの
を輸入しまして、また外客を誘致する
場合に、今通商局長からお話をあります
したように、戦後の日本の観光事業は
経費が割高だというのが欠点であります
ので、これをある程度引き下げるよ
うなことも一つの主眼点に考えておりま
す。外貨割当がそういうような効果
を発揮いたしまする面につきましては、
は、そういう面からもある程度はも
ちろん、何といいますか、反射的な利益
としてそういう経費引き下げに役立つとい
うような点ももちろん考慮さ
れておるのであります、しかし主眼
点はあくまでも外客誘致で、どうして
も輸入に待たなければならぬツー
リストが使わなければならぬものを
入れていただくというのが主眼点であ
ります。

○高橋節君 ただいまの御答弁もホテ
ル業の経営を樂にする、いわば觀光事業
としてのホテル業の補助をするとい
う趣旨も含まれているんだという御答弁
と伺えるのであります、もともと輸
出品の価格等につきまして、輸出の制

高なものに対してもリンク制をとつて輸出の増進をはかつていく、そういうような趣旨に一脈相承するものがあると思います。必ずしも相反するものじやないのじやないかと思いますが、しかしながら、いつふつた趣置を政府の方針としてはどんどん解除されて、そういうものはなくしていくのだというようになつてゐるのであります。しかも御光事業につきましては、別途の趣旨をもつてこれが助成をはかつていく、その助成の限度はこの法律に定められておる程度をもつて適當とするという国会の意思の決定であると私どもは考えるのであります。従つてそれ以外に外貨割当を通じて別途に助成して補助をするということについては、どうも私ども納得いたしかねると思うのであります。が、今後の方針についてどうお考えになるか、これは一つ大臣から御答弁を願いたいと思います。

かということも、これは根本問題とし
て一つ考えたいと思つておりますか
ら、なお一つ、これは運輸省にも非常
に関係がありますから、運輸省方面と
も打ち合せまして、十分一つの御質問の
趣旨に沿つて漸次整備をしていきた
い、こう考えております。

に対しましては遊興飲食税を免除いたしております。その点が差が出るだけでございまして、おそらく違った価格で販売はいたしてないと思います。

○河野謙三君 同じ価格で飲ましていふとすると、さつきの政府の希望通り、市中からウイスキーを買わして……、市中からでも外國の人は買えるのですから、壺値が同じなら買値も同じでいいじゃないですか。買値だけは外客誘致のために、外人に安くさせるために、買値は特に安くしてやる、壺値の方は同じでやるのだ、こういうのは完全なホテル保護だと思うのです。完全なホテル保護だと思つたが、そういうことになりませんか。それじゃそろばんが合わないでしょ。われわれは外客誘致のために、泊つている外人が二割、三割安いウイスキーを飲んでいるというなら承知しますよ。しかし同じ金を払わせて、一方は税金を払つて飲んでいて、仕入値段の方は、ホテルの方は一般市中よりも安く買つているのだといふのは、その点はちよつとわれわれ了解しかねるのですが、これはどうでしょか。

○政府委員(間島大治郎君) その点は日本人と外人とは同じ価格でそういうものが飲めるという点に問題がある

と存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かように存じます。

○河野謙三君 ところが別の角度からいふと、帝国ホテルへ行って飲む人は外人並みに飲めるのだろうと思う。それで販売はいたしてないと思います。でもございまして、おそらく違った価格でござりますが、今後もとすると、さつきの政府の希望通り、市中からウイスキーを買わして……、市中からでも外國の人は買えるのですから、壺値が同じなら買値も同じでいいじゃないですか。買値だけは外客誘致のために、外人に安くさせるために、買値は特に安くしてやる、壺値の方は同じでやるのだ、こういうのは完全なホテル保護だと思うのです。完全なホテル保護だと思つたが、そういうことになりませんか。それじゃそろばんが合わないでしょ。われわれは外客誘致のために、泊つている外人が二割、三割安いウイスキーを飲んでいるというなら承知しますよ。しかし同じ金を払わせて、一方は税金を払つて飲んでいて、仕入値段の方は、ホテルの方は一般市中よりも安く買つているのだといふのは、その点はちよつとわれわれ了解しかねるのですが、これはどうでしょか。

○河野謙三君 これは速記に対するほどの問題じゃないと思いますが、それは今運輸省から言つたように、帝國ホテルへ行けば、日本人も外国人も同じ値段で飲めますから、これは値段を変えておらないと思う。私はよく知りませんよ、あまり飲んで歩かないから、(笑聲)でもおそらくそこらのバーで飲むより帝國ホテルの方が安いでしょう。それはそれだけ安いものを使つておるから安いのじゃないかと存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かのように存じます。

○河野謙三君 ところが別の角度からいふと、帝国ホテルへ行けば、日本人も外国人も同じ値段で飲めますから、これは値段を変えておらないと思う。私はよく知りませんよ、あまり飲んで歩かないから、(笑聲)でもおそらくそこらのバーで飲むより帝國ホテルの方が安いのじゃないかと存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かのように存じます。

○河野謙三君 これは速記に対するほどの問題じゃないと思いますが、それは今運輸省から言つたように、帝國ホテルへ行けば、日本人も外国人も同じ値段で飲めますから、これは値段を変えておらないと思う。私はよく知りませんよ、あまり飲んで歩かないから、(笑聲)でもおそらくそこらのバーで飲むより帝國ホテルの方が安いのじゃないかと存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かのように存じます。

○河野謙三君 これは速記に対するほどの問題じゃないと思いますが、それは今運輸省から言つたように、帝國ホテルへ行けば、日本人も外国人も同じ値段で飲めますから、これは値段を変えておらないと思う。私はよく知りませんよ、あまり飲んで歩かないから、(笑聲)でもおそらくそこらのバーで飲むより帝國ホテルの方が安いのじゃないかと存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かのように存じます。

○河野謙三君 これは速記に対するほどの問題じゃないと思いますが、それは今運輸省から言つたように、帝國ホテルへ行けば、日本人も外国人も同じ値段で飲めますから、これは値段を変えておらないと思う。私はよく知りませんよ、あまり飲んで歩かないから、(笑聲)でもおそらくそこらのバーで飲むより帝國ホテルの方が安いのじゃないかと存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かのように存じます。

○河野謙三君 これは速記に対するほどの問題じゃないと思いますが、それは今運輸省から言つたように、帝國ホテルへ行けば、日本人も外国人も同じ値段で飲めますから、これは値段を変えておらないと思う。私はよく知りませんよ、あまり飲んで歩かないから、(笑聲)でもおそらくそこらのバーで飲むより帝國ホテルの方が安いのじゃないかと存じます。これはホテルの業者の側の言い分かもしれません、現在中にあるものを買ひ入れますれば、全体としてある程度コスト高を来たすから、まあウイスキーも高くしなければならない、こういつておるわけでござりますが、今のお話の点、もともと外客用でございますので、ホテルへ行きましたが、それがそれを飲用するというような点がありますれば、それが一番問題だと、かのように存じます。

しっかりとした基本方針を立てると言われておりますけれども、たとえば砂糖の問題にいたしましても、これは日本でよく言われておるよう、日本の政治家があるいは業者が知らないけれども、砂利をやれば砂利を食うと、鉄道を駿けば線路を食うと、こういうことまで日本では言われてきておる。そういう日本で、砂糖なんかというと、それを需要者の方に回すようになつて、だからアリのたかるようになつて、安く入つてくると、こういうところに欠陥がある、一部のところに膨大な利潤がいくと、こういう問題があつて、だから抜本的な対策がなければこれは解決しない、こう思いますか、その点どうですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 根本は、希少物資になっておつて、もうかり過ぎておる。どこへ、持つていつても何か

の弊害が生ずるのあります。いわゆる需要者割当といふものにやりまして

ある。ですから、これはもうどうし

ても根本は、砂糖なんかのときには

もつと輸入量を、だいぶやしてきま

したけれども、輸入量をふやすこと

自由にできるだけ早く近づくといふ

ことが必要だと、こう思います。

○阿具根登君 そこでバナナの問題を

ちょっと質問いたしますが、政

府みずからが特殊利潤である、超過利

潤であるということを認めて、それを

国庫に吸い上げるということが多い

悪いか、たとえばそれだけの超過利潤

出るのは、量をたくさん入れれば量

がある、あるいは特殊利潤があるとい

うことは、それを出しているのはだれ

か、しわ寄せがきてるのはだれかと

いうことになると、これは国民であ

りはしないか、そういう点の根本的

な問題について御答弁を願いたい。

○国務大臣(石橋湛山君) これもやは

り輸入量の問題じやないかと思うので

は、ですから、もっと輸入を豊富に

しほらざるを得ない、しばしばこれは

当然利潤が特別利潤に現われてくる。

その特別利潤が現われてくるといふこ

とが明らかであるにかかるらず、それ

を一部の者にもうけさせているといふ

ことが正しいかということ、それから

過去の例においていろいろこれを利

用して輸出を奨励したとか何とかとい

う例がありますので、かたがたたこうい

うところで、これはどうせ永久にして

いくということではもちろんないので

ございますが、この際は一応超過利潤

だけを国庫に吸収するのが、まずいな

いのです。何か名案があれば開かせて

いただきたいと思うわけで、今のよう

いう欠点がありはしないか、これをど

うして防ぐかということは実は案がな

いのです。何か名案があれば開かせて

いただきたいと思うわけで、今のよう

に、たとえばバナナのような形にして

おいて、そうして特別の利益を出さな

いようにさせる。これは国家が統制で

もして國家が自分で商売するといふこ

とにすれば、これは国家自身が利益を

得るか、あるいは国家がその利益を得

ずしてこれを消費者に均霑するか、そ

の場合でも数量が少ければ、たまたま

購入されるのが安いこともあります

が、そもそもければ安くあるべきものが

なくなる。こういうことになるからな

いふことは、それをお出しているのはだれ

か、しわ寄せがきてるのはだれかと

いうことになると、これは国民であ

りはしないか、そういう点の根本的

な問題について御答弁を願いたい。

○阿具根登君 いたいたい資料で見ま

う。しかもそれだけ膨大な利潤がある

ういう日本で、砂糖を食うと、鉄

道を駿けば線路を食うと、こういうこ

とまで日本では言われてきておる。そ

円ばかりといふことになつておりますが、われわれいたしましては、たびたびここでお話を出ましたように、ぜいたく品的なものではございますが、できるだけ安く国民に食わせたい。あまりたくさん取り過ぎて、そのためにはコストそのものが上向きになつて、これ以上は下らないということはまずいということから、千八百円という非常に低目な数字ということでこれをやつておりますが、その結果、千八百円と四千円との差額は、実際問題としては、割当を受けた人の反射的な利益といふものになつておつたということになるわけであります。今後の割当を、かりに定額制にするにいたしましても、その金額を幾らにするかということが一番むずかしいことでございますが、今までの実績等も十分勘案し、この前の入札の結果といふなことを参考といたしまして、差益を取つたけれども、まだ超過利益が相当残るというようなことのないように取つて、あまり国民に高いバナナを食わせるという結果にならないよう、最も合理的な値段というものを見定したいと思つて、いろいろ資料を検討いたしております。

八百円が平均であつて、これが加工業者から小売業者が仕入れる場合には、八千七百六十円になつておる。今度一般価格は一万八百円になつておる。こういうふうに次々に莫大な利潤を持つてきておるわけなんです。そうすれば今言われたように、あまり吸い上げてしまえばまずいかもしませんけれども、業者というものは、自分が利益を取らなければ、私はこんな競争入札なんかしない、と思うんです。そうすれば、取れば取るほどバナナをつり上げていくわけなんです。そこにただ今までの実績を考えで何かするとか、あるいは数字を並べるといつても、これはただ言うだけで、当然それは実施できない、結局国民は高いバナナを食うようになる。そこに何とか法でもう少しはつきりした規制をすることができないか、こういう点について局長か次長に伺いたい。

これが二千円になりますか、二千五百円になりますかというようなことは、そ
のくらい取つてしかるべきだと思う。これは当然千八百円というのは、最低
限これだけはどんなことがあっても取
りはぐれのない数字だということで、
ただ予算上の算定の数字としてあげた
上で適当な値段というものをきめた
わけでございまして、あと、先ほど申
し上げましたように、最近一年間の相
場の動きというようなものも勘案した
上で適当な値段というものをきめた
い。従いましてきのうも局長から申し
上げましたように、この予算自体で
も、今回特別会計に今年度繰り入れま
すものは十五億ということになつてお
りますが、これは相当ふえるんじやな
いか。しかしどこまでふえるかといふ
と、今すぐには申し上げかねますが、
二十数億になることは間違いないん
じゃないか、そういうふうな感じでお
ります。この値段を幾らにするかとい
うことを申し上げますにつきまして
は、この法案が成立いたしまして施行
されるまでに、できるだけ慎重に検討
いたしました上で適当な値段をきめた
い、こういうふうに思つておるわけで
あります。

てくる。こういうことにもなると思うんですが、こういうものに対しても、もう少しはつきりした考え方をしなければ、今度の入札なんかでも、またあとで質問いたしますが、いろいろな不明朗なことを言われてる。なぜそんなふうなことが起るかといえば、あまりにも利潤が大き過ぎるからです。あまりにもうけが多いから、それにいろいろ手uzzer手くだと不正なことがやられて不明朗なことが起るかといえば、あまりにも利潤が大き過ぎるからです。そのしわ寄せは全部国民にきてる。それでこういうものに対して、もつと断固たる処置の仕方はないか、こういうことなんです。たとえば今度の入札におきましても、今までちっとも出なかつた全代理の方々は九割は搾取られた、こういうことになっている。

これはあとで質問いたしますが、逆にいえば、それでも現在までの輸入業者は、自分は輸入業者であるという、そのままにあぐらをかいて、ただ台湾からバナナを日本に入れさえすれば莫大な利潤を得る、こういうこともあると思ふんです。しかし双方がそういうことをしてもうけていて、結局今まで五十円だったものが、七十円にも八十円にもなつておる。これをじつと見ておるという法があるかというのです。どうすればこれを抑えられるか、そういう点をもう少しきびしく私は考えなきやならないと思うので、当局の考え方をお示し願います。

責任においてたくさん出すという人は、それだけ責任を負ったのだからと
いうことで出していたただくというの
は、これは一番その点じや不利益的
なものではないということになるかも
わからぬのですが、ただそういうふう
にやりますと、この前の例にもござい
ましたように、非常に今まで以上に値
が上り過ぎるという傾向はこれはある
かもしません。一方においてこれは
ぜいたく品的なものだから、百円になつ
ても二百円になつてもいいじゃない
かという議論をすればこれは別でござ
いますが、われわれの方といたしまし
ては、やはり貴重な外貨を使って入れ
るもの、それを国民に消費させる場合
にもあまり法外な値段は好ましくな
い、こうも思っておりますので、今検
討中でございますが、今後やる際には
この前のビッドの成績というようなも
のを勘案し、この前に定額をとつて
おったという時代に今、先生から御指
摘がありましたように定額の取り方が
少い、そのため一かごについて相当
莫大な利益をあげておったというよう
な点を考えて適当な額をきめたい、こ
う思つたわけでございますが、消費者
権利を末端の最終価格を幾らにするか
ということ、これは先ほど大臣から申
し上げましたように、こういう物質は
もっぱらコストの関係でなしに需給の
関係できまるということになります
と、戦前御承知のように三百五十分か
ごくらい入つていただけあります。
それが最近台湾の生産の関係もござい
まして百五十万から二百万全部入れて
も戦前の半分にならない。しかもそれ
を日本としては現在六十万というので
戦前の六分の一、人口はその間五割ふ

消費量が戦前の一割になつてゐる。そうするとやはりその一割程度の非常に微々たるものでござりますので、非常にそれに対して愛好を感する方が少しあはくても、とにかく食べたいといふことでやつてゐるというようなのが実情でございますので、末端価格を抑えるということはこれは公定価格でもしけば別でございますが、現在の全体的な物価体系から申しまして、それができないということになれば、むしろ今までバナナが異常に高くなつた、あるいは投機的になつたというのは、輸入公示のやり方等がときれどきれになつたという点も一つあつたのです。

一つは昨年の台湾のバナナの生産の状況自体が害虫や風害があつたということで、これの入札がおくれた。元来が少いところへもつてきてまた到着がおくれたために高くなつた。最近上つていると申しますのも、これは非常に、割当をこの前やつたきりあとやつてないということのために高くなつてゐる。そこでこの法案が通りまして、追つかけてまたすぐ次の割当をやるということにしますと、そうすると一種の競争関係に立つわけでござります。いつまでも輸入しなければ輸入の権利を失うということになります。ある程度時期が、短かい時間に相当数量が入るということになりますれば、おのずから市場価格というものは下るのじやないかというふことで、われわれといったまでは、さしあたりできますことはこの法案通過後できるだけ早く次の輸入公示をするということによつて、そして新しい秩序のもとに、相当数量が入つてくるということで、末端の価格

策ということはないのじゃないか、そういうことできるだけ早く公表したい、そう考えております。

○阿具根豊君 私は安いバナナをたくさん入れて、國民にたくさん食べさせて上げたいという、これは私は同感なんです。しかし限られたバナナなら何ぼ高くってもいいと思う。そういうのを食う人は特殊階級の方々だから。何ぼ高くなるが、一本百円しても私はいいと思うのです。ところがその隙に莫大な利潤を取っている連中が、私はいかぬというのです。だからそういう莫大な利潤をもうけるためにいろいろなことをやっておるから、そういう莫大な利潤を受けないようにはすべきだ、その点を私は言っているわけです。ただ今まででは利潤があるから、今度十六億なら十六億の利潤を吸い上げることにしても、まだ十億からの利潤があるからそれを吸い上げても、需要と供給のアンバランスでもっと高くするでしょう。必ずそれはバナナを高くするということじやなくて、それはまあそうだけれども、自分がもうけるためなんです。それを何とかできないか、こういうことを言っているわけなんです。

が、これは需要でおのずからチエックされると思ひます。これはボーラントまで末端にいくとどこかで高くなるとか、あるいはやみの売買が行われるというようなことが現われるだらうと思ひます。

○海野三朗君　観光局長にお尋ねいたしましますが、日本の旅館は外国の旅館に対して高くつくということをさつきちょっと聞いたのですが、外國というものはどこの旅館に比べて日本は高いのですか、どういうふうになつておりますか。大体宿質は、日本の旅館は高くから、せめて安いものを入れてそうして安直になるようにして外人を擁なればならないというさつきお話をあつたと思うのです。そうしてどこに比べて日本の旅館のつまり値段は高くなつておりますか、それをちょっと承わりたい。

○政府委員(間島大治郎君)　日本のホテル代が世界の水準からみまして非常にお高いということを言われておりますが、これはいろいろの理由がございまして、もちろん一般的な戦後の物価の高さ——世界水準からみて一般的な日本が物価高ということもちろん影響いたしておりますが、特にホテル御承知の通り非常に短期で、最近はある程度金融も緩慢で若干金利は下つておりますが、しかし世界の水準から見ますと、まだ非常に割高な金利を払はなければならぬことでござい

ます。特に戦後新築しましたり、内装を全面的に改修しまして多額の資本を使いましたものははどうしても計算上はくなつてくるわけでございます。ホテルの中でも戦前に建てました相当古く建てましてすでに償却を済ましておられますようなもの、あるいは戦前政府が預金部の低利資金を貸しまして三十五年から三十年、金利は年三分といふうな助成をいたしたことがござりますが、そういうふうな資金で建てましたホテルは比較的戦後ににおいても安価であります。しかしながら、戦後に建てますと、あるいは戦災にあいまして全部的に改修したというようなところは、そういう金利負担といいうようものが非常に大きなあれになつておきます。その他一般的にやはり日本の設備が諸外国に比べますと、やはり企業面といたしましては相当重い負担であります。その他の問題じやないか、かようによつたやはり金利の面、資金の面が一番大きな問題じやないか、かようによつたやることはござりますが、そこらへんといつたことをごぞざいます。

○海野三朗君 その世界の水準よりお館が高いとおっしゃるのは、一体どこでいう標準でありますか、世界の水準はどうなつておるのでありますか、それは一体ほんやりとしたお答えのようですが思うのですが、どうですか。

○政府委員(間島大治郎君) これは各國のそういうホテル料金といふものは調べてみたことはございまますが、たとえば同じ程度のホテルをどうぞ日本と歐州を比べてみますと、日本で六ドルないし七ドル程度の部屋代のホテルは、歐州に参りますと大体五ドルくらいでございます。その程度の差があるということはは

といったしましては現状におきましてはやはり外客接遇上どうしても輸入に頼らなければならぬ物資がございまするし、またその場合に直接ホテルに割り当てるのがやはり輸入業者を通すより、割り当てるよりも割安になるという事実がございますので、こういった制度はある程度はやはり今後も続けて、いつまでもというわけではございませんが、現状においてはある程度やるべきだ。ただし先ほども御指摘がありましたように、この割当方式あるいは実績等さらに慎重な検討をいたしまして、方式をさらに改善する、そしてそれが本来の目的に使われるといふことは当然考へるべきでございまして、この点は通産省当局とも十分今後連絡いたしまして、御趣旨に沿ったい、かよう存じております。

○海野三朗君 こういうことにつきましては運輸省はもう少しまじめに考えておられるので、先ほど河野委員が激しく追及されましたけれども、そういう点については今後どういうふうにお考へになつておるか。今までよろしいとお考へになつておるか、これは細心にしなければならないとお考へになつておるか。

〔委員長退席、理事阿具根登君着席〕

○政府委員(間島大治郎君) その点については運輸省はもう少しまじめに考えてもらわなければならないと私は思ふ。旅館業務をつまり助けておる以外の何ものでもないとしか思われない。

外人が、さつきの計算では全国では四十万人でしたか、四百万人でしたか、べらぼうな数字になつてくる。どうも実際に私はずさんだと思うのです。それからネープルを何ぼ食つた。現状はレモンを何ぼ食つたというところはつきりしたところから割り出していかなければならぬのでありますけれども、旅館業に割り当てるといふところに一つの特権を持つておるから、いたつてばく然としてここに割り当てるといふ結果はどうかといふ、横流れが相当行われておる。またウイスキーにしてもうなんです。このウ

イスキーにしても日本人が今度帝国本部へ行つて飲むときはどうなるか、やはり外客接遇上どうしても輸入に頼らなければならぬ外貨を使つてきただけでありますから、御光局長はも

うようろしいですか。質問終りましたか……。じゃあ局長にお帰り願つていですか……。それじゃ質問を続け下さい。

○理事(阿具根登君) 観光局長はも

うようろしいですか。質問終りましたか……。じゃあ局長にお帰り願つていですか……。それじゃ質問を続け下さい。

○海野三朗君 次に私は通産当局にお尋ねしたいのであります。

○理事(阿具根登君) 観光局長はも

うようろしいですか。質問終りましたか……。じゃあ局長にお帰り願つていですか……。それじゃ質問を続け下さい。

○海野三朗君 次に私は通産当局にお尋ねしたいのであります。

○理事(阿具根登君) 観光局長はも

うようろしいですか。質問終りましたか……。じゃあ局長にお帰り願つていですか……。それじゃ質問を続け下さい。

○海野三朗君 次に私は通産当局にお尋ねしたいのであります。

○理事(阿具根登君) 観光局長はも

うようろしいですか。質問終りましたか……。じゃあ局長にお帰り願つていですか……。それじゃ質問を続け下さい。

○阿具根登君 バナナの問題で質問を続けますが、たしか衆議院の参考人の意見を聞いた場合に傍聴したのであります。が、間違つておつたら御指摘願

ますが、そのときの質問に輸入業者は三千三百円程度しか入札しなかつた。今度は全バ連の諸君は最高四千六百円から最低三千八百円、平均で四千五百

テルへ行つて飲むときはどうなるか、どういう疑問も起つてくる。ある特殊な人たちがこの恩恵に浴するようなあるから……。それでありますから、観光局としましてはそういう点はもう少し

外人必ずしも皆ウイスキーを飲むとは限りません。酒を飲まない外人もあ

るから……。それでありますから、御光局としましてはそういう方法が、愛媛県立の農業試験場ですでに実験済みなんであ

りますが、それによつて、もしこれを実施するならば、非常なロスが省け

りますが、これは何分にも、そういう

点については今後どういうふうにお考

えになつておるか。今までよろしいとお考

えになつておるか。今までよろしいとお考

えになつておるか。今までよろしいとお考

えになつておるか。今までよろしいとお考

えになつておるか。

少くなるということをございますので、

ので、

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

ところが、その後いろいろ科学技術の進歩によつて、バナナの保持というも

の、いわゆる腐れたり、あるいは黒く

なつてしまつたり、そういうふうなこ

とを防ぐところの方法が、愛媛県立の農業試験場ですでに実験済みなんであ

りますが、それによつて、もしこれを

実施するならば、非常なロスが省け

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

当つて、いわゆる加工業者が室を作つたり何かして今までやつておつた。と

ころが、その後いろいろ科学技術の進歩によつて、バナナの保持というも

の、いわゆる腐れたり、あるいは黒く

なつてしまつたり、そういうふうなこ

とを防ぐところの方法が、愛媛県立の農業試験場ですでに実験済みなんであ

りますが、それによつて、もしこれを

実施するならば、非常なロスが省け

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

うかも当初のうちは無償で、とにかく

実験材料を費してもらうということ

だけをやればいいというようなお考

えになつておるか。

貴重なる外貨を使つてきたというものが、百パーセント活用されるという意

味から申しましても、非常にけつこう

なことだと、こういうふうに存じてお

りますが、これは何分にも、そういう

ことでもあります。

さしあたりの段階としては一定の基準

で割当を受けたという方々が、そういう

十四、こういうので落札した。そうすれば必ずバナナは上るであろうということを指摘された場合に、全バスの福田さんだつたかと思いますが、その参考人は輸入業者が三千三百円程度で入れておって、自分が四千百五十円でバナナを入れたけれども決してバナナは高くなりません、輸入業者はそれまでにずっともうけておつたんだ。だからわれわれが同じ値で売つたとするならば、われわれの利益がそれだけないので、今までの輸入業者がもうけ過ぎておつたんだ、こういう意見があつたと思う。そうすると現在は、その当時参議院の食堂でも五十円しておつたバナナがすでに七十円になつておるということになれば、全バスの責任者は公述にうそを言つたことになる。

それからもう一つ大事なことは、輸入業者の三千三百円というのは、今まで入れておつた二千二百円というのではなくて、そのほかに千数百円の利潤があったのだ、こういうようなことを聞いておりますが、その二点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(権詰説明君) 確かに衆議院の参考人の公述の中には今度の入札した価格というもので、バナナを販売しても現在より高くならないといつたような話があつたことは御指摘の通りでござります。たしかあのときの相場から見ますと、現在は二百円ぐらい上っているじゃないか、こういうこと、これもまた事実だと、こう思うのでございますが、最近の値上がりの一つの原因といたしましては、これはもちろんわれわれの方もできるだけ早くたくさん入れてくれと、先ほど申しましたようにもつとたくさん入れれば、これは

荷の方がいろいろ出荷のコントロールが悪いというところに一番大きな原因があるんじゃないのか、しかも入札の仕方が悪い原因の一つにはこれは台湾における出荷の方が多いということをやっているといふことで、いろいろむしろ台湾の方の出荷と生産者との間にある程度意見の多い違いがあるというようなことを聞いておりますので、われわれいたしましては、台湾からの出荷に対して、最も多く積み出せということを間接的にではございまして、もうと日本の要請に対して早く積み出荷と生産者との間にもある程度意見の多い違があるといふことをやっているといふことで、いろいろむしろ台湾の方の出荷と生産者との間にある程度意見の多い違があるといふことをやっているといふことをございまして、最近度もっと日本側の理由といつたようなもので、向うにしゃちゅう言っておるような事態でもございまして、最近年上りしておることの原因、これはもちろん品薄に乗じて国内で高く売つておるという面もございますが、その原因には向う側の理由といつたようなもので、半分存するというようなことになりませんので、ある程度はやむを得ない。しかしわれわれの方といたしましては、先ほどから再三申し上げておりますように、今回新しく協定も大体まとまりました。そこで衆議院におきましてお約束しました通り、できるだけ早く台湾の協定がまとまり、そしてこの法案が通ったならば一日もすみやかに改正の割当をやる。しかも新しい協定をおきましても四百五十万トンのバランスを買うということを政府として確定したわけでございますので、そういう点から台湾大使館を通じ、あるいは直接に台湾の日本側の大使を通じまして、もととすみやかに出荷せよということによって今度の値段を下げるところに万全の努力をしたい、そういうふうに考えておるのでございます。

結果から判断いたしますと、五千三百円で千八百円というものになるということに、それが六千三百円になれば、二千八百円というので、確かに五千三百円で千八百円現実浜相場との差といふものが、一種の割当に伴う反射的利益といふものがあつたこと、これも事実でござりますが、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、もう少しすみやかに着手として輸入させるということになれば、全体のあがれが下るのではないか。そうすれば五千三百円までは下らぬまでも、現在よりははるかに下らぬことになるであろうと、それからそれを下るという要素があるにもかかわらず、政府の方で差益をとりたいために無理やりに今のところまでつり上げているというようになりますが、あっては本末転倒だということで、一応予算の上では千八百円ということでおつしを出しておつたのでございます。それが結果において四千円という予想がそのままになつたということはわれわれ自身も意外であったということです。一千八百円では安過ぎるということで、二千円少し上回る予定価格を出しておつたのでございます。それと同時に政府の予定単価二千五円といふことで、一千八百円では安過ぎるということです。二千円少し上回る予定価格を出しておつたのでござりますが、今後はああいうふうにべらばらに上るというようなことのないように入札を促進するということと同時に、二千円と四千円との間ににおいて適當な金額というものをだんだんわれわれの方にも見当がつきかけて参りましたので、できるだけ合理的な数字といふものをおあげて、反射的な不當利得といふものがないように処置したいと考えております。

○阿木根登君 その問題に一点だけ疑問があるのです。次長の話では非常に業者をかばっておられるというようなこともあります。いろいろ台湾で出荷される場合の手続に非常に食い違いがあった、こういうことも言つておられます。が、逆に考えれば外貨を割り当たたやつで一度にたくさんの入荷をしないように、いわゆる需要と供給のアンバランスをますます来たります。ならば、政府としては何らかの措置をとらなければできないのではないか、こういう点が一つ。

それから衆議院の参考人として言われた場合に、自分たちはこれによつて高額な利潤を生もうとするのではないの、今までの輸入業者ははるかに下の金で入れておつたけれども、自分たちはそれよりも高い金で入札して、ハナの値段を上げません。こういうことを言つている。それが何か途中で問題があつたということならいざ知らず、需要と供給のアンバランスがひどくなってきたからいわゆる値段が高くなつたのだ、こういうことになれば、何も自分は損をせずに高くなっているわけなんだ。そうすると衆議院で証言されたことに、良心的な方であるならば私はアンバランスになつたとしても同じ値段で売るべきだ、こういう点が出てくるわけなんですね、こういうことを考えると、輸入業者も今度入札された全バスの方々も非常に非良心的だ、良心的でない、こういうふうに私は考えるのですが、私の考えが間違つているかどうか御指摘願いたい。

○政府委員樋詰説明君) 最近のバナナが大へん入荷が難いという点、これは先ほど私台灣側の理由が相當あるとかいうことを申し上げたのでござりますが、実は最近入っておられますこの前の入札の結果平均して四千百五十円と入れて入札をしますと、華商というのは台灣政府と直接のつながりがあるということになつたわけでございます。そこで四千百五十円で華商にも全部割り当てたわけでございます。実は華商を入れて入札をしますと、華商といふのはとても想像しなかつた値段と思いますが、日本側の商社が平均してこれだけだけでやるといいますならば、華商もやれ、もしそれがいやならばお前には割当しないということで、それじゃ四千五百円納めますと、华商もやつたわけでございますが、実はこの華商の関係等いろいろございまして、それで日本側のこの前落札しました方の荷物といふものはむしろあと回にしてできるだけ華商の荷物を先にやるということが行われておる。しかしながらこれは百ペーセントかどうかといふことは確証ございませんが、これは相当行われておる。これが台灣の、先ほど申し上げました出荷制限的なあれでとにかくまず華商だけはあまり損失しないようないふことで、つまり割り当てる前にともかくやつてしまおうのじゃないかといったようなことで非常にこれはわれわれは華商に対して警戒をしてやつたということでお前にさりに裏をかかれておるといふことが實際のおじやないかといったようなことで非常におれじゃないか。そこで先ほど申し上げたのでございますが、日本側がもう少しだ

しましても、必ずしもその通り積んでございません、いろいろの口実を作つて濁船にしないという実情が、これはシッペー側で相当ある。最近の荷繰りが悪いというのは先ほど申しましたように、台湾側に相当大きな責任があるのでございか。ということは、台湾に抗議を申し込んでいるといったような事情もござりますので、今回の日台交渉が新しく一応大体まとまつた、そこで正式の調印というようなことになつて近く発効するということになるのではないか、これは早急に嚴重な抗議をやつて、そうして台湾側の反省も求めたいというふうに考えてゐるわけでござりますが、確かに今お話を申し上げましたように、今までのバナナの全関係者といふ方が全く良心的に百パーセントやつておられたかどうかということについては、これはまあ御指摘の点も多分にあるのじゃないか、こうは思いますがれども、現在のところはさうに日本側の商社、これは加工業者のみならずあのときに落札をされました輸入業者の方も入れてでございますが、日本側の扱い業者に対して百ペーセント罪をかぶせるということは少しかわいそじやないかという実情を申し上げておるのであります。

いというような人にに対する入札といふものについては十分に考えていただきたい、そうでなければますますこれは多くなつてくる、こう思うのです。これは嚴重に一つ取り締つていただきたい。

それからもう一つ私が心配いたしましたのは、このバナナの問題で、年間四百五十万ドルのバナナの問題で、日本の利潤だけがまあ半期で今度は十六億、これは二十何億になるだらう、こゝならば、もう少し高く買ってくれとういうようなことになつてくれれば、台湾そのものが自分のバナナを持つていてそんなんに国がもうかるのであつたならば、もう少しあくまで高く買つてくれと、いうことで七ドル五十分セントというやつがあるいは十ドルになるかもしれない、そい、十五ドルになるかもしない、そういう心配がないかどうか、この点大臣にお答え願いたいと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) これは台灣との貿易協定で話し合いをいたしますから、だからそう不當に値段を上げさせることなどはございません。ただ、台湾の輸入等についての数量のかげんなどをいたしたい。

それから、さつきからお話しのようになりますが、この度の入札の以後バナナの値段が高くなる、その高い値段をなるべく長く維持したいという動きのあることは事実のようであります。それに乗つてはならないといふことはその点事務当局にも常に申しておりますし、台灣との協定が近い間に成立する、あるいはこの特殊物資法案が通過するということになりますすれば、すぐに次のバナナの輸入を開始したい、かように考えております。

○阿具根登君 台湾政府にバナナを上げないよう交渉すると言われるけれども、実際国内でそれだけ利潤のあるバナナであれば、バナナを上げないとしても、ベターで行く品物を向うは今度は買いたくか何かすると思う、向うでもやはり利潤を考えておりまます。そうすれば台湾から持ってくるべきナナでそれだけの利潤を日本が受けれるとするならば、今度は日本から送る品物に対しても向うではそれだけの利潤をう、そういう点に対してはどういう対策をお考えになつておりますか。

○國務大臣(石橋湛山君) それはあります日本としては台湾からせひとも入れ込めるか、あるいはバナナの値段を上げるか、何か向うだってしてくると思ふし、日本が台湾に対して少しフェアブルに買ってやるといふくらいに、もちろん日本から輸出をしたいからむしろ日本が台湾に対して少しふエラブルな砂糖のことを、もう少し日本から輸出をしたいからその代替物の砂糖を入れるという意味もございますが、まあ砂糖のことき、入れなければ、もし入れなければキニーベーから入れるということでも済んでござりますから、相当台湾との子のういう点の交渉の武器は持っている、こう考えております。

○阿具根登君 そうすると砂糖は、必需品である砂糖にさえもそれだけ強いられます。何ができるならば、バナナなんか入れないといじやないですか。日本人べんな食わなければ死ぬ人間ありやせぬし、先ほどから言われたように特定の人の食うバナナをこんな国会でやいぢと言ふようなことじやなくて、砂糖は、

○國務大臣(石橋湛山君) これはまあ極論ですが、日本人としてはバナナを食わんならぬこともありますま、から、これは台湾との貿易の関係で、実は台湾としてはバナナをぜひ買ってもらいたい、買ってもらいたいといろいろな手を通して割当以上にも買ってもらいたいということをしようとちゅうう要求を持ってくるようなわけでありまして、まあ台湾と貿易をする限りにおいては、そういう台湾の希望もむげに退けられないものですから、そこで台湾のバナナも入れざるを得ない、こういうとうなことになっております。

○阿具根登君 それからほかの問題を二、三御質問申し上げたいと思いますが、次長さんにお答え願いますが、個人的には概略聞いたこともござりますが、韓国ノリの問題につきまして非常な不明朗な話も聞いておりますが、その経過を簡単だけつこうですから御説明願います。

○政府委員(櫛詰説明君) 実は昭和十七年からの問題だと思いましてかけども、當時ある会社——はつきり申し上げると東和商事という会社でござりますが、韓国に対しまして小麦粉を一百トンばかり輸出した。その見返りで韓国の物資を輸入するということだった。ところがいろいろやつておりますが、韓国に対しまして小麦粉を二万八千ドルばかりをどうして年残っておったわけでございます。そこで二万八千ドルのものを金ではと

も取れないのと、物でもつていいきた
い。それで物で持つてくるといつても
韓国から適当なものがないので、ノリ
で持つてきたいという話があつたわけ
でござります。御承知のようにノリに
つきましては、これは年間に一億枚と
いう最高限度を設けまして、そして
最高限度を限つて輸入するということ
をやっております。そこでわれわれの
方といたしましては、一億枚の外数と
いう格好で特別の割当をすることは、
これはできない。ただ一億枚の範囲内
で割当を受けたという方から、かりに
百万枚の権利を譲つてもらうというの
ならば、その割当を受けた人の名前で
入ってきたノリというのに金を送ら
ないということで、結局無為替の輸入
をさせよう、それは全体の方針にも相
反しないのじゃないかということです。
一応それを無為替の輸入を許可したの
でございます。たまたまノリの生産期
が十一月から三月までということにな
つたのでございますが、昨年一億枚
の割当をいたしましたところが八月
に対日経済断交という暴挙が韓国政府
によってなされたということのため
に、夏場に入る予定のノリが全然入ら
なかつた。やつと十月になって再開さ
れたわけでござりますが、とやこうし
ているうちに生産期たる十一月になつ
た。そこでわれわれといたしまして
は、十一月以降は国内のノリの生産業
者に非常なる迷惑を及ぼすということ
で、輸入しないということを前国会に
おきました衆參両院にお約束しており
ます関係もありましたので、十一月二
日に、今後もう絶対に来年の三月まで
はノリの通関はしないのだということ
の通達を税関あてに出したわけでござ

います。それで一般的のノリは十一月の十日ごろに入つてくるのが相当あるわけでございますが、そのノリは全部税関でストップする。これに対しまして韓国側から、船に積み出して入つてきたというものを、幾ら生産期であるとはいへ、とめるのははなはだ暴挙である、通関させるということを再三いたしました。通産省といたしましては、国内のノリの生産業者に影響を及ぼさないという建前でとめたのでござりますが、どうしても韓国の方で通関を希望する——通關希望ということは、國內のノリを国内で売られたのであります。で、通關させて同時に韓国向の送金ということをそれほど希望するならば、通關だけは認めましよう。ただしそのノリを国内で売られたのは、国内のノリと競合するので困る。それは全部保税倉庫へ——營業倉庫でもけつこうですが、入れて、そしてそここの倉荷証券というものを銀行に寄託する。政府が指示するまでは市中にノリが一枚も流れないという措置をとられるならば、これは韓国側の希望を入れて、とにかく通關だけはさしても差しつかえない。国会の方に前に生産期中に輸入しないとお約束したのは、生産業者に支障を来たすようなことで国内に流通させないというそういう趣旨でお約束した。そういうことであれば、四月になればこれは必ず通關して入つてくるのだ。税關の向う側に置いてあるいは国内に置いてこれは四月まで出せないとということをして、韓國においては全部材料として織り込まれるので経済的には變りがないということで、韓國側に対しても、もう通關をしたあとでも倉荷証券を全部

預けるならばこれは通關してもよろしいということをいつてやつたわけですが、前に倉庫証券を預けるという条件で、必ずそれに違反しませんという誓約書を立てる。それでは値がきまらないという特殊な商品でありますために、来年の春まで売れないものを半年も前に倉庫証券を立てるにはいかない。値段をきめる以上は売るということで通關をする、値段は割るけれどもということを向うも申しますので、それでは国内に流すことは通關として認められないから、来年の春まで待つて、来年の春にゆっくり値ぎめをしまじょうということで、三千二百万枚といふノリは現在神戸の税關の中に眠っているということをごります。

たまたま東和商事の件につきましては、これは先ほど申し上げましたように、債権回収ということで、金を送る必要はない。そのことのために値ぎめとかいう必要がないので、金を送らない、値ぎめの必要がないということであれば、あとは国内に入れて、それを絶対に流さないという保証というものがかかるならば、これは一応業者間にいいうふうに流さないという保証というものがかかるならば、これは韓国側の希望を入れて、とにかく通關だけはさしても差しつかえない。国会の方に前に生産期中に輸入しないとお約束したのは、生産業者に支障を来たすようなことで国内に流通させないというそういう趣旨でお約束した。そういうことであれば、四月になればこれは必ず通關して入つてくるのだ。税關の向う側に置いてあるいは国内に置いてこれは四月まで出せないとということをして、韓國においては全部材料として織り立てるというならば結局日本に貿易するという見地から、できるだけ早く取り立てるべきじゃないかといふなことと、それから市内に流さない

ということをいつてやつたわけでござります。しかしノリは御承知のように、いよいよ通關のときに最初の値を立てる。それまでは値がきまらないという特殊な商品でありますため

ところが結果におきまして、倉庫証券その他があとからきたのでございましょう。中身がすり替つておったというふうなことで、そのノリの一部は通關の日に問屋元に売られてしまつたというような事件が発覚いたしまして、これは衆議院におきましていろいろ問題になりましたし、われわれ役所といたしましても、絶対に生産者には迷惑をかけないという確信のもとにやつたという、役所としての一応できるだけの行政の限度の行為というようなものが百パーセント踏みにじられたといつたようなことにもなりましたので、これは不明を恥じざるを得ないのでござりますが、今後はこういうことのないようにということで、前轍の戒めといつたとして今後こういう特殊な措置と

○政府委員(板垣修君) 通産省に対しまする念書違反の行為に対しまして、私どもとしましては厳重な処分をするつもりでございます。内容につきましては、まだ最後の決裁を得ておりませんし、公開の席上で一商社に対する処分を具体的に申し上げることは差し控えたいと存じますが、方向といたしましては、外貨割当の停止という方向で参りたいと思います。

○阿具根登君 わかりました。それが立てる。なるべく三千二百万枚のノリが、売るべき時期でない時期に市中に流されたのはこのうちのどのくらいですか。

○阿具根登君 そうすると、倉庫にあらかじめ立てるという見地から、できるだけ早く取り立てるべきじゃないかといふなことと、それから市内に流さないの特定物資にノリを入れておりません。したがって、これは御承知のように、ノリの輸入につきましては、まあ常に意見が分れ、ことに国内生産業者の反対も強くて、毎年毎年ノリを入れ得るかどうか自体が今まで問題となりまして、きまつておりますんでしたので、一応予定していかつたのでござりますが、最近私どもいろいろと検討いたしましたが、その分の一部と合計いたしました二百二十万枚ばかりが市中に流されただということです。それが判明して政府として処分も考えられているようありますが、こういうことは事の起つたときには厳重な処分をしておかなければ、私はまたこういうことがあり得るのじゃないか、かように思うのですが、どういうことを考えておられるか、もうそりやらせられることは、国内のノリ業者に非常に影響を与えるのではないか、国内のノリ業者の立場を十分お考えになつた上で、輸入する数量その他等もお考え願いたい、そうしませんと、朝鮮では、お聞きしたところでは、三億枚ぐらいのノリができる、もともとこれは日本人が指導したものであつて、朝鮮の方々はあまりノリは食べない、そうして安いノリが日本にたくさん入つてくるということになつて、ノリ業者が非常に困惑するようなことになるかもしれない。そういうようなことは十分一つ注意してやつていただきたい、かようにお願いいたします。

○海野三郎君 ちょっと今の間に連絡して、ノリは、韓國の方のノリはどれくらい入れることになつていて、ノリ等はこれに該当しないのか。

◎政務委員（通告或用語）

(○政府委員(権利説明者) 本年度の輸入総量は大体一億枚ということに考え方

ております。このうち先ほど申し上げ

ました。すでに日本に到着しておるものは三千二百万枚でござります、それ

も全部含めまして。昨年割当を受けて
そしてまだ到着していない——われわ

これが通関をとめましたために入つてこなかつたというのもございりますの

で、新しく割り当てますものは大体四
千万枚でございます。

○海野三朗君 そうしますと、今一枚

十円するノリはどれくらい安くなりますか。朝鮮ノリは非常に安い。それで

その安いやつを入れる人は相当ぼろい
もうけがあります。そのもうけは通産

省が吸い取られるお考案であろうと思ふ。そこで更に二点を述べておきたい。

まだ吸い取ることが必要でありますから。そうしますと、今国内のノリ

は一枚十円する。あの十円はどうなのですか。どれくらいまで安くなるとい

うお見通しでござりますか。あまり安

から、その点はどうなのですか。

○政府委員（樋詰誠明君）　御承知のよ
うに、大体國産のノリというものは十

五六億枚あるわけでもあります。これに對しまして今回入れるときめました

のが、昨年に到着しておるものを作成せ

て一億枚、そこで十五、六億枚というのがかりに年に平均して消費されます

と、年に一億二、三千万枚ということです

して大体九月の末までに入れおおせた

いそしむと、大体四ヵ月くらいの間に入れたい、こう考えておるわけであります。六、七、八、九と、二の四ヵ

月くらいの間に入れる。そうすると一千五百萬枚ずつということになるわけですが、ございまして、夏の間は平均の消費よりも二千五百万枚程度ある。現在一億二、三千万枚くらいが一億五千万枚くらいまで上るということになりはしないか、こういうことに一応計算的には出てくるわけでございますが、しかし果して一億二、三千万枚という平均に対してここで一億四、五千万枚になるということが極端にどの程度の影響を来たすかということはまだ十分なる算定ができるおらないでございまして、どの程度まで下るかということとは、これは同時に特定物質に指定されます場合にも政府としてどのくらいの差益を取るかということに非常に密接な関係がございますので、農林省水産庁あたりとも十分相談した上で、業界の意見を聞いてきめたいと思っておりますが、実は通産省としてはもう少し入れてもいいじゃないか。これは現在我非常にノリが高いというのは需給関係で足らないということでありますので、もう少し数量を入れるといふことでなければ、一億枚くらい入れても焼け石に水ということになりはしないか、いすれにいたしましても計数的にもう少し整備したい。

院】では、生産者の生産が済んで、そうして次の生産期までまだしばらく時間があるという夏場には、相当数量入れてもら直接的な影響はそういうのじゃないかということから、もう少し入れたいということでおいろいろ折衝をしてきたわけですが、非常にノリにつきましては、末端の生産漁民が零細だというので、金融力の点その他で非常に問屋に對して不利な条件にあるというからというので買いたたかれると大した実効がない数量でも、それを宣伝の具に供されて、朝鮮ノリが入るのだからというので買いたたかれと、いうようなことになつてもまずいのじゃないかということで、生産官部とも相談しまして一億がいいということです今年は話をつけたという関係でございまして、生産者に對してはさしあたり影響はないのではないか、そういうふうに考えております。

いたしまして、大体一億枚ぐらいなら
よからうということになりましたの
で、具体的に一億枚入れたら今年度の
ノリがどのくらい下るかという点は私
どもはまだ資料を持ちませんが、生産
者自体が一応一億枚ぐらいならよから
うというおそらく認定をしたと思いま
すが、その点につきましては私ども大
体心配はいたしておりません。

○**海野三朗君** それをよく見計らいつ
つこれから輸入の方を許可していこう
というお考えでありますかどうか。つ
まり、ノリ生産業者にあまり響かない
ように、それを見計らいつつ輸入の制
限をし、あるいはまたこれをもつとよ
けい入れるということをしていきなさ
るのでしよう。

○**政府委員(板垣修君)** その通りでござ
います。

○**海野三朗君** この特定物資に指定す
る物はもつとほかにたくさんあるだろ
うと思うのですが、これは順次これを
広げていかれるお考えでありますか。

○**政府委員(板垣修君)** 特定物資に今
回予定しております四品目に類似のも
ので、輸入しているものが相当あるわ
けでございますが、昨日もお答え申し
上げました通り、通商協定との関係と
か、あるいは現に施行しております輸
入制度の関係というところで現在考え
られるのは四品目でございますが、さ
らにノリが加わりますれば五品目にな
ります。しかし今後なおそういうよう
な品物が出て参りますれば漸次拡大は
いたすつもりであります。

○**委員長(三輪貞治君)** 他に御質問も
なければ質疑は尽きたものと認めて
御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) 暫時休憩いたします。
午後四時十九分休憩

午後四時三十七分開会

○委員長(三輪貞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○高橋衛君 私は自由民主党を代表しまして、この特定物資輸入臨時措置法に對して賛成をするものであります。

ただこの法律の適用に関しまして、この際私は本委員会の決議として付帯決議を勧議として提案いたしたいと思ひます。付帯決議の案を朗讀いたします。

特定物資輸入臨時措置法案に対する防帯決議案

政府は本法第一条の政令を定める場合においては、一定の基準を設けるに該当する物資は通商協定等による特別の事情あるものを除き必ずこれを指定するよう措置すること。

なお通商協定等による特別の事情のあるものについても、一部の者に不当なる利益を与えるよう適宜の措置を講ずること。

趣旨の説明をいたします。本法案は第一條に規定いたして、おりますように、輸入が制限されるために本邦における需給の不均衡が大きくなり、その輸入により通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずる、そういうふうな物資につきまして、その不当な利益を政府に吸収して、これを輸出振興その他産業の振興のために活用していくたといいうのがこの法案の目的でござい

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪寅治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

本日の委員会はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十三分散会

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、織維工業設備臨時措置法案(予備審査のための付託は二月二十九日)